

中高生による地域課題チャレンジプロジェクト実施事業 業務委託先企画提案募集要項

標記業務を委託する契約相手を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施します。

1 事業目的

阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）に住んでいる、又は学校に通っている中高生自らが身近な地域課題を発見し、具体的な政策を立案、プレゼンテーションを行うことにより、自分たちの住んでいる地域への関心を高めることを目的とする。

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和6年12月31日（火）までとする。

4 委託料

¥1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
なお、委託料の支払いは、実績確認に基づく精算払いとする。

5 募集事業者

1者

6 応募資格

応募者は、以下に掲げる全ての要件を満たす者であること。

また、複数の企業・団体等での共同による応募の場合は、代表者が申請すること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4に規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者。
 - イ 応募図書（8に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再

- 生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者。
- エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者。
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は暴力団員の統制の下にある者。

7 募集期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 4 月 15 日（月）

8 応募図書

この募集要項のほか、仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）各 7 部（正本 1 部、副本 6 部。ただし、(7)については 1 部。）を事務局へ提出すること。

- (1) 応募申請書（様式第 1 号）
- (2) 提案者概要（様式第 2 号）
- (3) 企画提案書（任意様式・A 4 片面印刷）
- (4) 経費積算見積書（様式第 3 号）
- (5) その他提案内容を説明する参考書類（任意様式・A 4 片面印刷）
- (6) 会社概要等提案者の概要を説明する書類
- (7) 納税証明書（2 種類：提出の日において発行から 3 ヶ月以内のもの）
 - ① 消費税又は地方消費税に滞納のない証明
国税所管：税務署（納税証明書「その 3 の 2」若しくは「その 3 の 3」）
 - ② 兵庫県税に滞納のない証明
地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）
※ 兵庫県税について、課税実績がない場合は誓約書（様式第 4 号）

9 応募図書の注意事項

- (1) 応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- (2) 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- (3) 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

10 企画提案書等提出期限

令和 6 年 4 月 15 日（月）17 時必着（持参又は郵送）

上記 8 で定められた様式を提出（正本 1 部、副本 6 部）

持参の場合、受付時間は土日祝を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:00

11 企画提案申込書等提出・連絡先

兵庫県阪神南県民センター 県民躍動室
〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8
TEL:06-6481-4618 FAX:06-6482-0579

12 募集要項等への質問・回答

(1) 質問方法

質問は文書（任意様式）で行うものとし、下記期限までにメールにて提出すること。
なお、メール件名には「【中高生による地域課題チャレンジプロジェクト】」の文言を入れること。

期限：令和6年4月8日（月）

E-mail: hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

(2) 回答方法

令和6年4月10日（水）までにメールにより回答する。

ただし、関係者などへの確認を要する質問等、期限までに回答できない場合は、その旨の連絡をする。

13 審査方法

審査委員会を設置し、以下の審査基準について審査の上、業務を委託する者を選定する。
なお、審査結果は、事務局から各応募者へ文書で通知する。

- ① 企画・構成：企画等のアイデア、ターゲット（中高生）への訴求力 等
- ② 業務実績：業務のノウハウ及び実績 等
- ③ 業務実施体制：業務の実施体制及びスケジュールの実現性 等
- ④ 経済性：見積額、見積額の積算根拠の妥当性 等
- ⑤ その他：業務を遂行するにあたっての創意工夫 等

14 留意事項

(1) 審査による事業者選定後、業務を委託する者として選定された者（以下、「選定業者」という。）は、県と提案業務の実施方法や内容等について協議し、調整を行う。原則として、応募図書は契約の一部として選定業者を拘束することとなるが、この協議・調整において、県と選定業者双方で確認のうえ、提案業務の内容等を修正し、又は変更することがある。

(2) 選定業者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県へ提出すること。

なお、業務の履行については、業務計画書、委託契約書及び仕様書に従うこと。

(3) 選定業者が委託契約書に記載する条項に違反した時は、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払いを停止し、又は選定業者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

- (4) 選定業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等)を業務終了後5年間保存すること。
- (5) 選定業者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に
従い、個人情報を適切に扱うとともに、業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・
公表・配布しないこと。契約終了後もまた同様とする。

15 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(一部予定を含む)は以下のとおりとする。

- (1) 公募の開始
令和6年4月1日(月)
- (2) 質問書の提出期限
令和6年4月8日(月)
- (3) 質問への回答
令和6年4月10日(水)
- (4) 応募函書の提出時期
令和6年4月15日(月)
- (5) 結果通知
令和6年4月30日(火)
- (6) 契約締結
(結果通知後速やかに)

16 事務局

兵庫県阪神南県民センター 県民躍動室

〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8

TEL:06-6481-4618 FAX:06-6482-0579

E-mail: hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp